

に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受け取らない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による交付等の承諾）

第12条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第2条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第1項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

別表第一（第3、4条関係）（抄）

法令名	条項
学校教育法施行規則	第28条

別表第二（第5条、6条関係）（抄）

法令名	条項
学校教育法施行規則	第24条

別表第四（第10条、第11条関係）（抄）

法令名	条項
学校教育法施行規則	第24条第2項及び第3項

◆電子署名及び認証業務に関する法律（抄） [電子署名法]

（定義）

第2条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができ、情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができること。

15 表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について

（平成24年3月29日、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育課程課 事務連絡）

1. これまでの経緯

文部科学省では、これまで、指導要録の作成、保存及び送付を情報通信技術を活用して行うことが可能である旨を「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（平成22年5月11日付け 22文科初第1号）」（以下「通知」という。）（※別紙1）において示すとともに、情報通信技術の活用の際の留意点などをまとめた「指導要録等の電子化に関する参考資料」（平成22年9月30日付け事務連絡）を作成し、送付しております。

その後、平成23年2月には、「学校教育の情報化に関する懇談会（文部科学副大臣決定）」の教員支援ワーキンググループにおいて、「指導要録等のICT化」等について留意すべき基本的な考え方等を整理した「検討のまとめ」（※別紙2）が取りまとめられました。これを受けて、文部科学省では、平成23年4月に教育の情報化に関する総合的な推進方策「教育の情報化ビジョン」（以下「ビジョン」という。）をまとめました。ビジョンでは、校務の情報化は、「教職員等学校関係者が必要な情報を共有することによりきめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものである」とし、その推進を提言しています。

さらに、平成23年8月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が決定した「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（※別紙3）において、文部科学省は指導要録・表簿の電子化に当たり、基本的な考え方等を整理し、学校設置者等に対して周知することとされました。

2. 本事務連絡の趣旨

このような状況を踏まえ、今回、表簿・指導要録、その写し及び抄本（以下「指導要録等」という。）の電子化に係る基本的な考え方等について、改めてお示しすることとしました。表簿・指導要録等の電子化を進めるに当たっては、以下に示す事項を含め、上記の提言等を参考にしながら、地域や学校の実情に応じて、また、個人情報保護条例等との整合性を図りつつ対応いただきますようお願いいたします。

なお、表簿・指導要録等の電子化に当たり、多様な漢字が使われている児童生徒の氏名の正確な表記をするため、コンピュータに標準搭載されていない文字への対応として、独立行政法人情報処理推進機構において戸籍統一文字や住民基本台帳ネットワークシステム統一文字から人名漢字等を中心に約6万の文字情報(IPAmj明朝フォント)を整備しております(※別紙4)ので、参考までにお知らせします。

これらのことについて、所管の学校に周知していただくとともに、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対しても周知していただくようお願いします。

(1) 表簿の電子化について

① 表簿の電子化及び電子化した表簿の備え方

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項の表簿については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第6条及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条の規定により、情報通信技術を利用して保存することは可能となっていること。

② 表簿の真正性・機密性の確保について

表簿を電子化する場合には、以下の事項にも留意する必要があること。

(a) 内容の真正性の確保のため、電子署名などを活用する手法、内容の機密性の確保のため、表簿のデータへのパスワード設定や暗号化する手法、又はそれらを組み合わせる手法など、様々なものが考えられること。

(b) あらかじめ学校におけるセキュリティポリシーに必要な事項を定め、教職員間で共有しておくことが重要であること。

(2) 指導要録等の電子化について

表簿の中でも特に指導要録等については、上記(1)に加え、以下に示す事項についても御留意願います。

① 項目の標準化の考え方

設置者等において指導要録等の電子化を進めるに当たっては、その効率的運用を図る観点から、上記通知に示した参考様式を基本とし、例えば、「観点」に学校独自の観点を追加する欄や「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等を活用するなど、各学校の取組の特色を反映した記述が可能となるように項目を工夫しつつ、同一のシステムを共同して利用する学校においては基本的に同じ項目等を用いることが重要と考えられること。なお、現在、例えば、財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)において、指導要録等の電子化の際の標準化に関する検討が進められており、こうした検討結果についてもまとも次第、情報提供する予定であること。

② 押印の取扱い

押印を省略して指導要録等を電子的に作成・送付・保存する場合は、従来の押印により担保されてきた校長の関与等、適正かつ組織的な手順を担保すること、また、送付の際は、学校(又は校長)名の電子署名を付すなど、一般の行政事務における取扱いなども踏まえつつ、文書の真正性を担保する手段を講じることが求められること。なお、国公立学校においては、指導要録等の送付時に第三者の認証局を通じた電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書をデータと併せて学校のパソコンに備えられたファイルに記録する必要があること(文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年文部科学省令第9号)第6条第3項)。

③ 電子的に送付する文書のデータ形式の在り方

設置者の枠を越えて様式が異なる指導要録等を送付する際の課題を解消するため、他の設置者の設置する学校に指導要録の写しや抄本を電子的に送付する場合、当面の間、例えばPDF形式などのように環境に依存せず広くオリジナルの帳票のイメージをほぼ再現して見読可能な電子ファイルに変換して送付することを基本とすることが考えられること。あわせて、必要性があり共通して標準化できる項目については、例えばXML形式のようなデータ交換に適したファイル形式で送付することも考えられること。

なお、指導要録等を他の学校に送付する場合、事前に送付先の学校に送付方法及びそのファイル形式について連絡し、承諾を得ておく必要があること(文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第6条第2項、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第2条第1項及び第2項)。

④ ネットワーク環境や認証基盤の在り方

学校の校務処理のためのネットワークを整備する際は、送付する文書の真正性や機密性を確保するために、既存の「総合行政ネットワーク」(通称LGWAN)及び同ネットワーク上で提供されている「地方公共団体組織認証基盤」(通称LGPKI)のサービスの活用を検討していくことが重要と考えられること。

16 小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について (通知)

(平成30年9月20日、30文科初第837号、文部科学省初等中等教育局長 通知)

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒(以下「病気療養児」という。)に対する教育については、関係者においてその充実を図るための様々な取組が行われているところ。

この度、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部(以下「小・中学校等」という。)において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合(以下「同時双方向型授業配信」という。)の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 趣旨

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行っている場合があり、それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学につながるなどの効果が見られている。このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとするものである。

第2 指導要録上の取扱い等

小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。なお、同時双方向型授業配信を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)、小・中学校の設置基準及び学習指導要領等の関係法令の規定に留意して行う必要があること。特に、以下のような事項に留意すること。

- (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定を踏まえ、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては同時双方向型授業配信を行う教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。
- (2) 配信側及び受信側で同時に授業を受ける一学級の児童生徒の合計数は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程にあつては、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)第4条及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)第4条の規定を踏まえ、原則として40人以下とすること。特別支援学校の小・中学部にあつては、学校教育法施行規則第120条第2項の規定を踏まえ、視覚障害者又は聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う学級では原則として10人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童生徒に対する教育を行う学級では原則として15人以下を標準とすること。

- (3) 教室等で授業を受ける場合と同様、教科用図書や教材については、学校教育法第34条（同法第49条、第49条の8、第70条第1項、第82条において準用する場合を含む。）の規定や「学校における補助教材の適切な取扱いについて」（平成27年3月4日付け26文科初第1257号文部科学省初等中等教育局長通知）等に基づき、適切に対応すること。なお、小・中学校等のうち、特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部にあっては、同法附則第9条の規定にも留意すること。

第3 留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

- 1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。
- 2 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。受信側で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。
- 3 同時双方向型授業配信を行うに当たっては、以下のような事項について配慮すること。
 - (1) 教師と病気療養児が、互いにやりとりを行うこと。なお、病気療養児の状態等を踏まえ、音声や文字のみによるやりとりも可能であること。
 - (2) 病気療養児の教師に対する質問の機会を確保すること。
 - (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ病気療養児にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
 - (4) 病気療養児が同時双方向型授業配信に係るシステムを利用するに当たって必要な支援を行うこと。
 - (5) 病気療養児の体調の変化等に留意し、同時双方向型授業配信を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに中止できるようにすること。
- 4 配信側の教室等において実施している授業を配信する場合だけでなく、配信を行う場所には教師だけがいて、授業を受けている児童生徒がいない場合も同時双方向型授業配信に含まれること。
- 5 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと。なお、病気療養児の状態等により訪問することが難しい場合は、インターネット等のメディアを利用して行うことも考えられること。
- 6 本取扱いにおける病気療養児に対する同時双方向型授業配信は、原則として「学校の管理下」ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）による災害共済給付の対象とならないが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）で定める「学校の管理下」の範囲において、学校が受信側に教職員や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者などの安全管理を行う者を配置することにより、病気療養児が、当該校の指示、監督の下で同時双方向型授業配信を受けていると認められる場合は、給付の対象になり得るため、具体の事例については必要に応じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに照会されたいこと。
- 7 このほか、高等学校段階におけるインターネット等のメディアを利用した授業等については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成27年4月24日付け27文科初第289号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について」（平成27年4月24日付け27文科初第195号文部科学省初等中等教育局長通知）を、病気療養児に対する教育については、「病気療養児の教育について」（平成6年12月21日付け文初特第294号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「病気療養児に対する教育の充実について」（平成25年3月4日付け24初特支第20号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）を参照すること。

特に、入院等により特別支援学校等に一時転学等している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に通学していた学校が転学先の特別支援学校等と連携し、交流及び共同学習などの取組を行うことは有効であると考えられること。

第4 指導要録における記載等

- 1 本通知に沿って病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行い、指導要録上出席扱い等とする場合は、指導要録の様式2（指導に関する記録）の「出欠の記録」において出席扱いとすることができること。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び病気療養中の授業配信によることを記入すること。
- 2 その他、指導要録における記載等については、引き続き、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日付け22文科初第1号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成28年7月29日付け28文科初第604号文部科学省初等中等教育局長通知）によるところとすること。

17 外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について（通知）

（平成24年7月5日、24文科初第388号、文部科学省初等中等教育局長 通知）

平成21年7月15日に住民基本台帳の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が公布され、平成24年7月9日より施行されることとなりました。これにより、現行の外国人登録制度は廃止され、新たに在留カードの交付対象者となる外国人住民（3月を超える中長期在留者）や、特別永住者については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の対象となり、住民票が作成されることとなります。

我が国に居住する外国人の子どもに対する就学案内の徹底や就学手続時の居住地確認方法の弾力化については、「外国人児童生徒教育の充実について」（平成18年6月22日付け18文科初第368号初等中等教育局長通知）（別添1参照）において周知しているところですが、貴職におかれては、上記の改正法の施行も踏まえ、下記の点に留意し、引き続き外国人の子どもの就学機会の確保に一層努められるようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

記

1. 就学案内等の徹底

外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、その保護者に対し、従来の外国人登録原票等に代わり、住民基本台帳の情報に基づいて、公立義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知すること。

また、市町村又は都道府県が発行している広報誌、市町村又は都道府県のホームページ等を利用し、外国人の子どもの就学について広報することにより、就学機会が適切に確保されるように努めること。

なお、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第1条第2項に規定する学齢簿の編製については、学齢児童生徒等が対象であり、日本国籍を有しない外国人の子どもについては、引き続き学齢簿を編製する必要があるものの、子どもの就学機会の確保の点から、外国人の子どもについても、住民基本台帳等の情報に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなど、適正な情報管理に努めること。

2. 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子どもの就学機会を確保する観点から、市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行うこと。例えば、関係行政機関において、市町村教育委員会で就学案内を行っている旨の伝達や、就学ガイドブックの備付け等の協力を求めることが考えられる。

なお、「被仮放免者情報の市町村への通知について」（平成24年5月15日付け法務省入国管理局警備課長事務連絡）（別添2参照）において周知されたとおり、仮放免された者の情報が市町村に通知されることから、仮放免された者の情報の中に、就学年齢の外国人の子どもが含まれる場合は、各担当部局と連携の上、必要に応じて就学案内等を行うこと。

3. 就学手続時の居住地等確認方法

就学手続時の居住地等の確認については、従来の外国人登録証明書に代わり、在留カード又は特別永住者

証明書による確認を行うこと。

なお、出入国管理に関する手続などにおいて、外国人登録証明書についても、一定期間は在留カード等とみなされることとなっているので、当該有効期間中は、在留カード等の代替となり得ること。（別添3参照。）

仮に、在留カード等の提示がない場合であっても、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこと。

18 学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

（平成28年7月29日，28文科初第604号，文部科学省初等中等教育局長 通知）

平成27年3月27日付け26文科初第1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定，小学校学習指導要領の一部を改正する告示，中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」でお知らせしたとおり，平成27年3月に，学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領，中学校学習指導要領，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「小・中学校学習指導要領等」という。）の一部改正が行われ，従来の「道徳の時間」が新たに「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として位置づけられました。

道徳科の評価の在り方については，文部科学省において「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設けて平成27年6月から検討を行い，本年7月22日に報告を受けたところです。

文部科学省においては，専門家会議の報告を受け，各学校における道徳科の学習評価が円滑に行われるとともに，各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう，学習評価を行うに当たっての配慮事項，指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等を下記のとおり取りまとめました。

については，下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項等について十分に御了知の上，各都道府県教育委員会におかれては，所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し，各指定都市教育委員会におかれては，所管の学校に対し，各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては，所轄の学校及び学校法人等に対し，国立大学長におかれては，その管下の学校に対して，本報告の趣旨も踏まえ，指導要録の様式が適切に設定され，新しい道徳科に対応した学習指導と学習評価が行われるよう，これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。その際，入学者選抜を行う高校学校等に対しても，遺漏なく周知下さいますようお願いいたします。

記

1 道徳科の学習評価に関する基本的な考え方について

道徳科の評価を行うに当たっては，小・中学校学習指導要領等第3章の児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導に生かすよう努める必要がある。ただし，数値などによる評価は行わないものとする」との規定の趣旨や，「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日中央教育審議会）の「道徳性の評価の基盤には，教員と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要」であり，道徳性の評価は「児童生徒が自らの成長を実感し，更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべき」との評価に当たっての考え方を十分に踏まえる必要がある。

具体的には以下の点に留意し，学習活動における児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を，観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り，記述で表現することが適切である。

- (1) 児童生徒の人格そのものに働きかけ，道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては，育むべき資質・能力を観点別に分節し，学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。
- (2) このため，道徳科については，「道徳的諸価値についての理解を基に，自己を見つめ，物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え，自己（人間として）の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を，一定のまとまりの中で，児童生徒が学習の見通しをもって振り

返る場を適切に設定しつ見取ることが求められること。

- (3) 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
- (4) 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- (5) その際、特に道徳教育の質的転換を図るとい今回の道徳の特別教科化の趣旨を踏まえれば、特に、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

2 多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善について

別添の専門家会議の報告を踏まえ、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善に向けて積極的に取り組むことが求められること。

3 小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の指導要録について

道徳科については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、特に顕著と認められる具体的な状況等について記述による評価を行うこと。

4 入学者選抜における取扱について

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握については、

- ・児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うという道徳科の目標に照らし、その児童生徒がいか成長したかを積極的に受け止め、励ます観点から行うものであり、個人内評価であるとの趣旨がより強く要請されること。
- ・児童生徒自身が、入学者選抜や調査書などを気にすることなく、真正面から自分のこととして道徳的価値に多面的・多角的に向き合うことこそ道徳教育の質的転換の目的であることから、「各教科の評定」や「出欠の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などは基本的な性格が異なるものであり、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること。

5 発達障害等のある児童生徒への必要な配慮について

- (1) 道徳科の指導に当たっては、児童生徒の障害による学習上の困難さ、集中することや継続的に行動をコントロールすることの困難さ、他人との社会的関係を形成することの困難さなどの状況ごとに、指導上の必要な配慮を行うこと。こうした配慮を継続的に行うことができるよう、個別の指導計画等に指導上の必要な配慮を記載することが考えられること。
- (2) 評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮が必要であり、前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童生徒が多角的・多面的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかを丁寧に見取る必要があること。

6 その他

本通知に記載するところのほか、児童生徒の評価等の在り方については、引き続き、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」によるところとする。

19 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成31年3月29日、30文科初第1845号、文部科学省初等中等教育局長 通知）

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たったの配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たったの配慮事項等を別紙1～

5及び参考様式のとおりまとめました。

については、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

記

1. 学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1)及び(2)で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
 - ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない、
 - ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい、
 - ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
 - ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない、
- といった課題が指摘されていること。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3)で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとするのが重要であること。

- 【1】 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- 【2】 教師の指導改善につながるものにしていくこと

【3】 これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

これに基づく主な改善点は次項以降に示すところによること。

2. 学習評価の主な改善点について

- (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」, 「学びに向かう力, 人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から, 観点別学習状況の評価の観点についても, これらの資質・能力に関わる「知識・技能」, 「思考・判断・表現」, 「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示し, 設置者において, これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際, 「学びに向かう力, 人間性等」については, 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず, 個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については, 各教科等の観定の趣旨に照らし, 知識及び技能を獲得したり, 思考力, 判断力, 表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で, 自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと（各教科等の観定の趣旨は, 本通知の別紙4及び別紙5に示している）。
- (3) 学習評価の結果の活用には, 各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え, 各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と, 各教科等の児童生徒の学習状況を総合的に捉え, 教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ, その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。
- (4) 特に高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について, 学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と, これらを総合的に捉える評定の両方について, 学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし, その実現状況を評価する, 目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

3. 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか, 別紙1から別紙3まで及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては, それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）小学部における「外国語活動の記録」については, 従来, 観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で, 評価の観点に即して, 児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。
- (2) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における「各教科・科目等の学習の記録」については, 観点別学習状況の評価を充実する観点から, 各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
- (3) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における「特別活動の記録」については, 教師の勤務負担軽減を図り, 観点別学習状況の評価を充実する観点から, 文章記述を改め, 各学校が設定した観点を記入した上で, 各活動・学校行事ごとに, 評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に, ○印を記入することとしたこと。
- (4) 特別支援学校（知的障害）各教科については, 特別支援学校の新学習指導要領において, 小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ, その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。
- (5) 教師の勤務負担軽減の観点から, 【1】「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については, 要点を簡条書きとするなど, その記載事項を必要最小限にとどめるとともに, 【2】通級による指導を受けている児童生徒について, 個別の指導計画を作成しており, 通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計

画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること
 - ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
 - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
 - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。
- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなどの外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。

このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

- (7) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進することが重要であること。特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に統合型校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要録等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとすることが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとすること。
- ・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとではなく年間を通じた学習状況をまとめて記載することとすること。
- ・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。

- (8) 今後、国においても学習評価の参考となる資料を作成することとしているが、都道府県教育委員会等においても、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要であること。特に高等学校については、今般の指導要録の改善において、観点別学習状況の評価が一層重視されたこと等を踏まえ、教員研修の充実など学習評価の改善に向けた取組に一層、重点を置くことが求められること。国が作成する高等学校の参考資料についても、例えば、定期考査や実技など現在の高等学校で取り組んでいる学習評価の場面で活用可能な事例を盛り込むなど、高等学校の実態や教師の勤務負担軽減に配慮しつつ学習評価の充実を図ることを可能とする内容とする予定であること。

5. 学習評価の改善を受けた高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の改善について

「1. 学習評価についての基本的な考え方」に示すとおり、学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではないこと。したがって、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要であること。

(1) 高等学校入学者選抜の改善について

報告を踏まえ、高等学校及びその設置者において今般の学習評価の改善を受けた入学者選抜の在り方について検討を行う際には、以下に留意すること。

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直すこと。
- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。
- ・ 入学者選抜の改善に当たっては、新学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、学校における働き方改革の観点から、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、入学者選抜のために必要な情報の整理や市区町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ること。

(2) 大学入学者選抜の改善について

国においては新高等学校学習指導要領の下で学んだ生徒に係る「2025年度大学入学者選抜実施要項」の内容について2021年度に予告することとしており、予告に向けた検討に際しては、報告及び本通知の趣旨を踏まえ以下に留意して検討を行う予定であること。

- ・ 各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。
- ・ 学校における働き方改革の観点から、指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理した上で検討すること。

【参考文献】

- ・ 小学校児童指導要録・中学校生徒指導要録の手引（栃木県教育委員会 H22. 12）
- ・ 学校管理運営問答集第17集（栃木県連合教育会 H26. 3）
- ・ 学校管理運営問答集第18集（栃木県教育委員会事務局教職員課 H30. 3）
- ・ 教育関係職員必携30（栃木県教育委員会編集 H30. 9）
- ・ 栃木県高等学校生徒指導要録の手引（栃木県教育委員会 H25. 1）
- ・ 特別支援学校の小学校児童指導要録・中学部生徒指導要録の手引（栃木県教育委員会 H23. 2）
- ・ 特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引（栃木県教育委員会 H31. 2）
- ・ 改訂版就学事務ハンドブック（就学事務研究会編 第一法規 H5. 11）
- ・ 「就学事務Q&A」，「指導要録に関連して文部科学省が発出した主な通知等」（文部科学省HP）

〈表紙の写真〉

県花：ヤシオツツジ 県木：トチノキ 県獣：カモシカ 県鳥：オオルリ